

基礎法学の学習から得られる素養は、一般的に言えば、現行実定法を相対化する広い視野が開かれ、法現象の基礎にある諸問題の学際的・多角的な理解が涵養されることである。具体的には、法哲学の学習は、社会の規範秩序たる法の根本的な特性・理念や法学の認識論的基礎の哲学的反省により、実定法を批判的に吟味する能力を磨く。法社会学の学習は、実証と理論の両面から社会科学の方法を法現象に応用する能力を磨き、法と社会的現実との相剋・相互作用関係の理解を深める。法史学の学習は、法の歴史的変遷を展望して現行法の諸原理の由来の理解を深め、現行法が「他でもありえた」可能性や「今後、他でもありうる」可能性を自覚させる。比較法学の学習は、日本法とそのモデルとなった外国法や他の性格・社会的背景を異にする外国法との異同を自覚させ、日本法・外国法双方の特色、さらには様々な社会の文化とその法との相互関係についての理解を深化させる。